

高知県商工団体連合会 NO.908(51-49)
〒780-8035 高知市河ノ瀬町33
TEL088-832-4838 FAX088-832-3126
Eメール kosityoren@citrus.ocn.ne.jp
ホームページ http://kosityoren.web.fc2.com/
このニュースはホームページでもご覧になれます

高商連ニュース

活用しよう! 融資、生活福祉資金、納税・徴収猶予...

コロナショックを乗り越えよう!と各民商は融資や生活福祉資金、納税猶予・徴収猶予の活用に取り組んでいます。

■安芸民商

卸売業関係の会員さんから、「今年に入ってから仕事がさらに厳しい状況になるかもしれない」と相談があり、県連入江事務局長対応(応援)で、高知県の融資と社会福祉協議会の緊急小口資金を申し込むことになりました。(後日、「20万円の貸付決定がされました」の連絡があり)

■仁淀川民商

◆いの町改葬業Wさん
まず社協へ電話して予約をとり、従業員を3人連れて行きました。墓石が中国より入荷しない為、仕事の受注が無くなり収入が減っていました。下請けのため示せる資料がなく、口頭で説明をしました。従業員も3月は5日しか仕事がなく収入減のため、緊急小

持続化給付金

・前年同月比で50%以上売上が減少した事業者が対象
・給付額(最高):個人100万円
法人200万円
農林漁業者も対象

口資金の申請をしました。Wさんが20万円、従業員も各10万円ずつ借りることが出来ました。5日ほどで入金されました。簡単に借りられたので、困っている方は申し込んでみたらいいと思います。(Wさん談)

コロナの影響でお客が激減し困っていると、会長の方へ相談の電話がありました。4月10日(金)に社協に面談の予約をし、翌週月曜に社協へ行き、日報とノートを見せて、収入が減っていることを説明しました。金曜には緊急小口資金の20万円が振り込まれる予定とのこと。

■県連
Iさんは、今年度の固定資産税の徴収猶予(毎月2千円、最終月残額納付)を申請。家計や資産の状況を記載する書類もありました。が、「この非常時に、こんな面倒な書類を求めなくて」と、収入が減ったことのみ記入して提出。2日後に決済がおりりました。

＝仁淀川民商＝
日高村社協と懇談
「貴重な情報提供ありがとうございました」と感謝される

4月17日(金)、日高村社会福祉協議会(社協)と生活福祉資金の運用について懇談しました。仁淀川民商として、コロナ感染症に伴う生活福祉資金の運用について担当エリアの市町村に懇談を申し入れていたところ、日高村社協から「自営業者の実態もお聞きしたい」ということで実現した。民商からは上岡会長、岩田さん夫妻(日高村、代行運転)、入江県連事務局長、社協からは山本幸子会長、浜永鈴木事務局長他4名が出席。

上岡会長が、「お忙しい中、時間を取っていただきありがとうございます。緊急小口資金では多くの人が助かっています。業者の実態、要望も聞いていただき、この困難を乗り越えていきたい」と挨拶。

岩田さんは、「客が全くとっていいほど出していない。スナック、居酒屋など飲食業界も含め商売にならない」と実情を訴えました。

入江事務局長からは、コロナアンケート調査結果も使って、状況を説明。「私達はあらゆる制度を使って活路を開こうとしています。生活福祉資金の総合支援資金(生活支援費)を業者も使えるようにしてほしい」と要望しました。社協からは、「現在は失業者を対象としているが、近く所得減少も対象にし、提出書類もかなり簡素化されると聞いている(20日に簡素化され、業者も利用できます)。業者の方が対象になるかわからないが、できる限り活用していきたい。今日は貴重な情報提供をいただきありがとうございます」と感謝され、懇談を終えました。

初めての懇談でしたが、有意義な情報・意見交換ができました。今後、他の自治体社協とも懇談をしていく予定です。

(4/20仁淀川民商だより)

4/27商工新聞3面

緊急小口資金を獲得

高知・香美郡民商 仲間に勧め次々
高知小松優男さん＝青果店



緊急小口資金を実現し、「手続きも簡単で助かった」と笑顔を見せる小松さん

以上、こまつ青果を営む、かんきつ類を中心に地元の特産品を販売(現在は文旦、これからは小夏)しています。店舗は二つのゴルフ場とホテルに近く、県外からのゴルフ客がお土産をよく買いに寄ってくれましたが、新型コロナウイルスの感染拡大で2月から観光客が減少。3月には大きなゴルフトーナメントの中止もあり、売り上げが激減しました。

生活費はもちろん、仕入れや店舗の家賃など月末の支払いをどうしたらよいか

途方に暮れていたとき、テレビ報道で緊急小口資金制度を知り、「テレビですぐに貸してくれると言いつつ」と民商に相談。制度を調べ「本当に利用しやすい」と、早速、住居のある香美市社会福祉協議会へ連絡、予約して受け付け初日に申し込みました。

手続きに必要なだったのは、①収入が減少したこと

を示す資料(帳簿で1〜2月の売り上げを確認)②住民票(香美市は緊急小口資金の貸し付けを受ける旨を窓口で伝えると手数料30

0円が免除)③本人確認のための免許証④貸付金が振り込まれる通帳⑤印鑑だけ。担当者が親切丁寧に申込書の記入の仕方を説明してくれ、非常に簡単でした。

1週間以内で貸し付けが実現し、「これで商売も続けられる。緊急小口資金は簡単に審査も早い。ぜひ皆さんにも活用してもらいたい」と話します。

(香美郡・前田佳奈通信員)